

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当の現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には7月下旬に案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶ **受付期間** 【児童扶養手当】8月1日(火)～31日(木)
※一部の対象者は申請期限が18日(金)です。案内を必ずご確認ください。
【特別児童扶養手当】8月14日(月)～9月11日(月)
【ひとり親家庭等児童養育手当】8月1日(火)～31日(木)
- ▶ **受付時間** 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶ **場 所** 子ども未来課
- ▶ **問い合わせ** 同課手当・給付グループ(内線262・292)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

- 次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。
- ▶ **変更期間** 7月19日(火)～8月29日(火)※8月11日(金)は休み
- ▶ **変更期間中に実施するつどいの広場**

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火、木～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※変更期間中はつどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

- ▶ **そ の 他** つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)です。※面接は要予約
- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)

<訂正とお詫び>

「市報ぎょうだ」6月号11ページの「市営住宅の入居者を募集します(定期・随時)」の中で、掲載した内容に誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。
【随時募集】小橋住宅、荒木住宅、斎条住宅 (誤)単身不可 → (正)単身可

後期高齢者歯科健診を受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽しめるよう、市では後期高齢者向けの歯科健診を実施しています。この機会に自身のお口の健康を見直してみませんか。

- ▶ **期 間** 7月1日(土)～令和6年1月31日(水)
- ▶ **対 象** 後期高齢者医療制度に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)
※昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方および昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。
- ▶ **費 用** 無料(2回目以降は自己負担)
- ▶ **そ の 他** 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費が掛かります。
- ▶ **申し込み** 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診希望者に、受診票・問診票を交付します。その後、市内の実施医療機関に直接申し込んでください。実施医療機関一覧は、受診票・問診票と併せてお渡しします。
- ▶ **問い合わせ** 同課(内線227・272)

食中毒にご注意を

肉の生食や不十分な加熱での摂取は高いリスクがあります。肉は中心部までしっかりと加熱してください。自身の健康だけでなく大切な家族や友人を守るため、「肉の生食や半生食は、しない・させない・すすめない」ようにしましょう。

また、アニサキス食中毒も増加傾向にあります。アニサキスは多くの魚介類にいる寄生虫で、主症状は激しい腹痛です。予防するために、新鮮な魚を選び、魚を丸ごと1匹で購入した際は、速やかに内臓を除去し、生で内臓を食べないようにしましょう。加熱調理または冷凍(マイナス20℃で24時間以上)をするとより安心です。

- ▶ **問い合わせ** 加須保健所 ☎0480-61-1216

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。※有効期限が令和5年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。※有効期限が令和5年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ※いずれの場合も郵送での手続きが可能です。

- ▶ **問い合わせ** 国民健康保険については保険年金課国保グループ(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療国民年金グループ(内線226・227)

令和5年度国民健康保険税の軽減基準額が変わります

令和5年度から均等割の軽減判定所得基準額を引き上げます。

【改正前】

7割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円
5割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(28万5,000円×被保険者数)
2割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(52万円×被保険者数)

【改正後(令和5年度)】

7割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円
5割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(29万円×被保険者数)
2割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(53万5,000円×被保険者数)

※被保険者数とは、国保加入者と国保から後期高齢者医療制度へ移行した方の合計人数です。※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方です。

- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保グループ(内線271・272)

新しい国民健康保険被保険者証を発送します

7月31日で有効期限切れとなる行田市国民健康保険被保険者証(70～74歳の方は行田市国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。7月4日(火)から順次発送し、31日(月)までに該当世帯にお届けする予定です(郵便都合により到着が遅くなる地域があります)。8月1日以降、医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(灰色)を提示してください。また、旧保険証(オレンジ色)は各自で処分してください。

加入・喪失の手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金することになります。

▶加入手続きに必要なもの

職場の健康保険をやめたことが分かる証明書

▶喪失手続きに必要なもの

国保と職場の保険証
※いずれの手続きにも、手続きに来られる方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保グループ(内線271・272・273)